

令和3年度 文部科学関係税制改正要望事項の結果

(概要)

要望が認められたもの

- (1) 教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置の延長（金融庁との共同要望）【贈与税】
- (2) 試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の延長及び拡充（経済産業省等との共同要望）【法人税等】
- (3) 東日本大震災により被害を受けた学校法人等に対する特別貸付けに係る消費貸借に関する契約書の印紙税の非課税措置の延長【印紙税】
- (4) 技術研究組合の所得の計算の特例の延長（経済産業省等との共同要望）【法人税】
- (5) 美術品市場の活性化のため現代美術品の寄託に係る相続税の特例措置の拡充【相続税】
- (6) 公益法人が所有・取得する重要無形文化財の公演のための施設（能楽堂）に係る課税標準の特例措置の拡充【固定資産税等】

その他要望していたもの

- ゴルフ場利用税の在り方の見直し【ゴルフ場利用税】
- 地域における文化観光の推進に資する文化財（古民家等）の取得に係る特例措置の創設（国土交通省との共同要望）【不動産取得税】
- 民間の法人が所有する文化施設に係る土地建物の課税の在り方の見直し【固定資産税等】

○要望が認められたもの

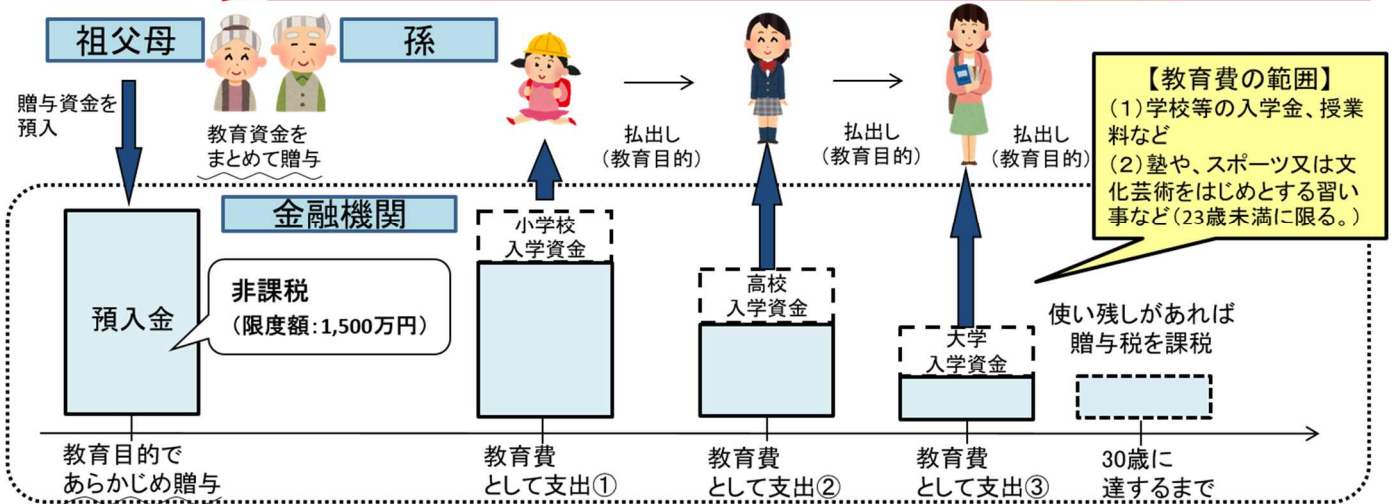
(1) 教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置の延長（金融庁との共同要望）【贈与税】

祖父母等から孫等に対して一括贈与された教育資金を受けた場合の贈与税の非課税措置について、以下の措置を講じた上で、適用期限を **2年延長** する（令和5年3月31日まで）。

○祖父母等が亡くなった場合、孫等が23歳以上であれば贈与の残額を相続財産に加算の上、2割加算を適用する（在学中の場合を除く）

【制度の流れ】

現行：贈与から3年以内に祖父母が亡くなった場合→孫が23歳以上であれば相続税加算（在学中を除く）
 R3改正：祖父母が亡くなった場合→孫が23歳以上であれば相続税加算の上、**2割加算を適用する**（在学中を除く）



(2) 試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の延長及び拡充（経済産業省等との共同要望）【法人税等】

民間企業の研究開発投資の維持・拡大及び質の高い研究開発の促進を図るため、以下の制度改正を行う。

＜オープンイノベーション型＞

- ・ 手続合理化（共同研究等の相手方の確認プロセス合理化等）。
- ・ 国立大学等・国立研究開発法人の 外部化法人との共同研究等の場合、控除率優遇（25%）。 等

＜一般型（旧総額型）＞

- ・ 令和2年1月より前に終了する事業年度より売上が2%減少したにも関わらず、試験研究費が増加した企業の 控除上限の5%引上げと控除率カーブの見直し（下限6%→2%等）。
- ・ 時限措置の2年延長。 等

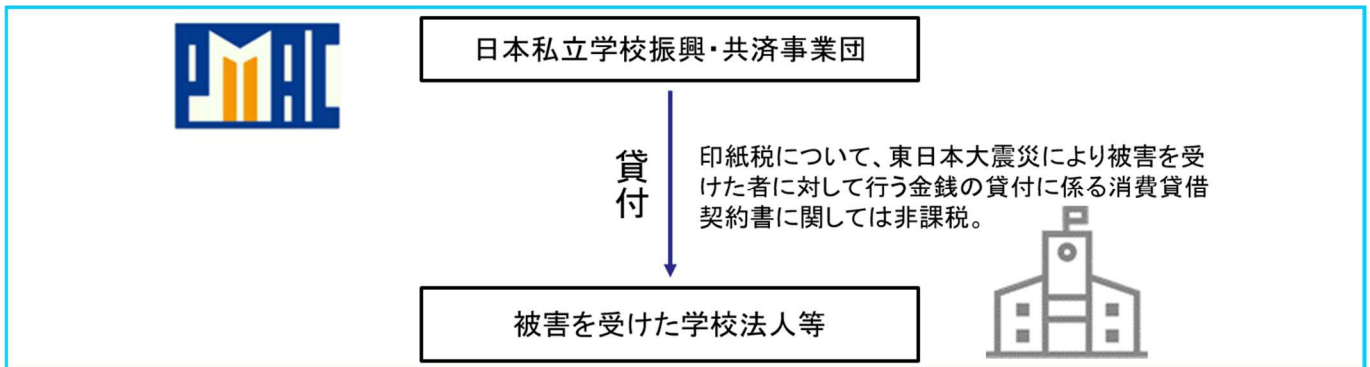
＜その他＞

- ・ 試験研究費の対象にクラウド環境で提供するソフトウェアの開発を追加。 等

		手続の合理化	
	A 一般型（旧総額型）	B オープンイノベーション型	
	試験研究費総額（Bを除く）に係る控除制度	大学、国の研究機関、企業等との共同・委託研究等の費用（特別試験研究費）総額に係る控除制度	
控除率 控除額を計算するための割合	<ul style="list-style-type: none"> ○大企業 試験研究費の増減に応じて 6～14% (※10%超は令和2年度末までの措置) ○中小企業者等 試験研究費の増加に応じて 12～17% (※12%超は令和2年度末までの措置) 	<ul style="list-style-type: none"> ○相手方が大学・特別研究機関等 試験研究費の 30% ○相手方が研究開発型ベンチャー 試験研究費の 25% 相手方が外部化法人の場合も25%に ○相手方がその他（民間企業等） 試験研究費の 20% 	
控除上限 法人税額から控除できる上限割合	法人税額の 25%まで （ベンチャー40%まで） 一定条件下での控除上限を5%引上 試験研究費の割合が一定基準超の場合に控除上限を 最大10%上乗せ (※令和2年度末までの措置)	法人税額の 10%まで	
控除対象	クラウド環境で提供するソフトウェアに係る研究開発費の追加		
※の時限措置の2年延長			

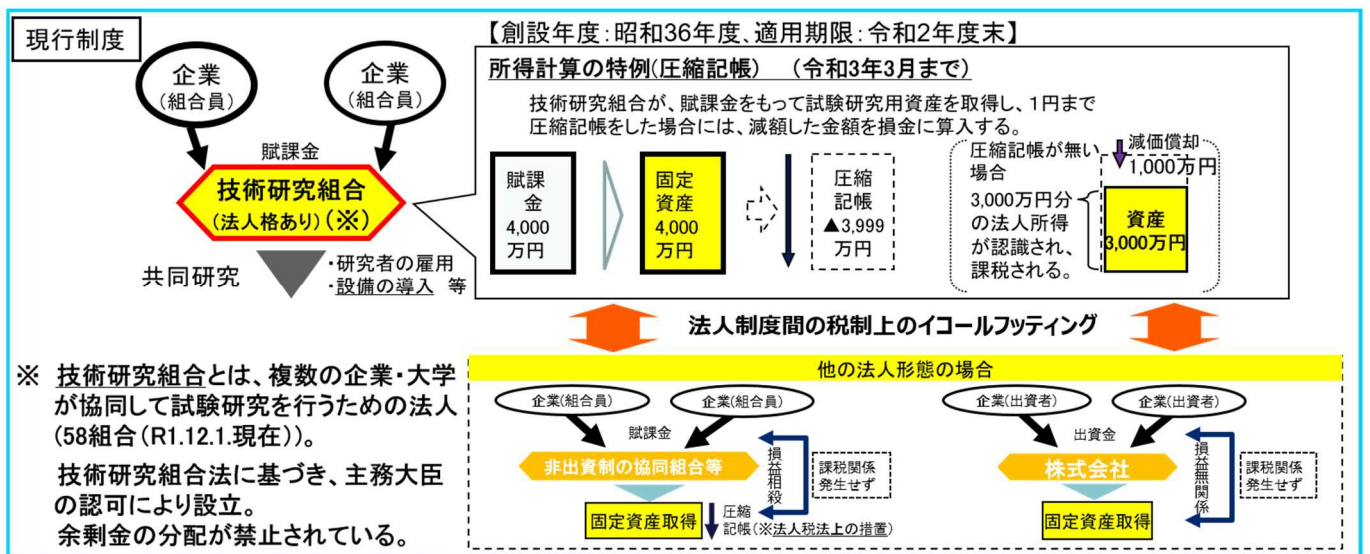
(3) 東日本大震災により被害を受けた学校法人等に対する特別貸付けに係る消費貸借に関する契約書の印紙税の非課税措置の延長【印紙税】

東日本大震災において被害を受けた学校法人等が、日本私立学校振興・共済事業団から東日本大震災に被災したことを原因とする貸付を受ける際、消費貸借契約書に係る印紙税を非課税とする措置について、適用期限を5年延長する（令和8年3月31日まで）。



(4) 技術研究組合の所得の計算の特例の延長（経済産業省等との共同要望）【法人税】


技術研究組合が、組合員からの賦課金により試験研究用資産を取得し、1円まで圧縮記帳をした場合に、減額した金額を損金に算入できる特例について、対象資産から鉱業権を除外した上で適用期限を3年延長する（令和6年3月31日まで）。




(5) 美術品市場の活性化のため現代美術品の寄託に係る相続税の特例措置の拡充【相続税】

優れた美術品の一層の公開促進のため、特定の美術品に係る相続税の納税猶予制度について、登録有形文化財登録基準の改正を前提に、適用対象となる特定美術品の範囲に製作後50年を経過していない美術品のうち一定のものを加える。

個人




**特定美術品を寄託しており、
相続後も当該寄託を継続する場合、
当該美術品に係る相続税の8割が猶予**



⇒ **相続税猶予の対象となる財の類型に
製作後50年を経過していない
美術品のうち一定のものを追加**

特定美術品

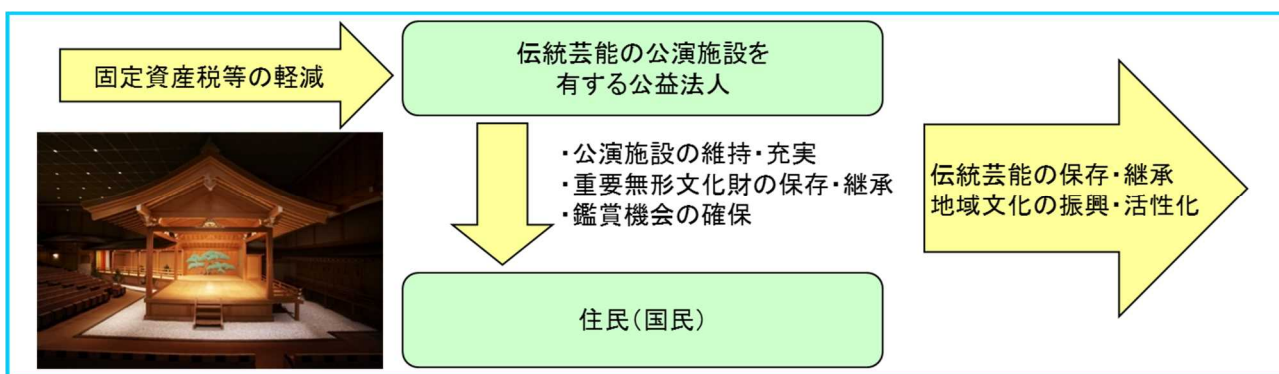
文化財保護法に基づく認定保存活用計画に記載されたものであって、重要文化財（美術工芸品）もしくは登録有形文化財のうち世界文化の見地から歴史上、芸術上又は学術上特に優れた価値を有するもの



寄託先美術館

(6) 公益法人が所有・取得する重要無形文化財の公演のための施設（能楽堂）に係る課税標準の特例措置の拡充【固定資産税等】

公益法人が所有・取得する能楽堂（重要無形文化財である伝統芸能の公演のための施設）に係る固定資産税、不動産取得税、都市計画税の軽減措置（課税標準2分の1）について、適用期限を2年延長する（令和5年3月31日まで）。



参考 『劇場、音楽堂等の活性化に関する法律』（平成24年法律第49号）
第9条 国及び地方公共団体は、この法律の目的を達成するため、必要な助言、情報の提供、財政上、金融上及び税制上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。